十二の七　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の１の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

［十二の八～十六の二　略］

十七　入所給付費単位数表第１の９の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号イにおいて同じ。）を一以上配置すること。

［ロ～ヘ　略］

［十七の二～十九　略］

十九の二　入所給付費単位数表第２の３の２の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の⑴から⑶までのいずれにも該当すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　一以上

ロ　主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の⑴及び⑵のいずれにも該当すること。

⑴　［略］

⑵　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　一以上

十九の三　［略］

二十　入所給付費単位数表第２の５の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第五十二条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）を一以上配置すること。

［ロ～ヘ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十二の七　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の１の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

［十二の八～十六の二　同上］

十七　入所給付費単位数表第１の９の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）を一以上配置すること。

［ロ～ヘ　同上］

［十七の二～十九　同上］

十九の二　入所給付費単位数表第２の３の２の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の⑴から⑶までのいずれにも該当すること。

［⑴・⑵　同上］

⑶　保育士　一以上

ロ　主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の⑴及び⑵のいずれにも該当すること。

⑴　［同上］

⑵　保育士　一以上

十九の三　［同上］

二十　入所給付費単位数表第２の５の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第五十二条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）を一以上配置すること。

［ロ～ヘ　同上］